

*前回の体系についての提案に対する補足

大項目「地域における自立生活への支援」のなかで障害児に該当する項目は「子どもの発達・育成への支援」のなかで「家族支援」としたほうがとてもわかりやすい

1-6-2 相談支援事業

障害児の相談には特別支援教育を十分に理解している必要がある
障害のある子を育てることは、普通の子育てをあきらめることではないという感覚が必要

1-6-5 専門職の育成、研修

子どもの場合は障害の窓口だけではない・・・保育課、子育て支援課、学務課、青少年課等、子どもにかかわる課が障害児支援を理解する必要がある。
(3-1 早期発見をしても相談機関が連携をしていなければ、保護者の不安が増すだけになる)

1-7-5 ホームページでの情報提供の充実

障害児の情報・・・「子育て」で情報を得られるように利用者の視点を重視

3-3-4 育成室への障害児受け入れ

子育てと仕事の両立の記載

3-3-7 放課後の居場所対策

保護者の就労の継続の記載

4-3-2 心のバリアフリーの推進

特別支援学級、特別支援学校の交流・共同学習の積極的な実現・・・同じ学校、同じ地域の友達の障害の理解（子どもは学校生活のなかから学び、理解をする。）

5-3-3 ふれあいいいききサロンへの支援

子育てサロンと障害者(児)の2つの表記で障害児は子育てサロンからはずされた印象をうける・・・小学生の水泳教室等で保護者が子どもの障害について相談すると大半は、対象者からはずされてしまう。一般的子育てサービス等から除外されることが多い現実。